

青色かながわ

発行所
 一般社団法人神奈川青色申告会
 横浜市神奈川区西神奈川
 1-9-3グレース竹和武番館3階
 TEL 045-577-0615
 FAX 045-577-0618
 URL: <https://kanagawa-aoiro.com/>



■ 決算準備指導会 のお知らせ

令和6年12月2日(月)
 ~令和7年1月20日(月)

決算準備指導会は、正しい決算書の作成に向けて、決算整理や決算書の作成のしかた、また確定申告に準備するものの確認など事前準備をするための指導会です。確定申告指導会での待ち時間短縮にもつながりますのでぜひご参加ください。

■ ご持参書類は・・・？

- ①直近まで記帳した各種帳簿、月別統括集計表、合計残高試算表 等
 ※ブルーリターンAユーザーの方はバックアップデータ又はパソコン
- ②過去3年分の青色申告決算書及び確定申告書（所得税、消費税）の控え
- ③事業で使用している預金通帳
- ④経理処理が分からない取引がある場合、その関係資料
 （車両購入時の注文書、売上明細書等）



特典

記帳確認指導会（9月～）と決算準備指導会（12月～）に参加いただき事前準備が整っていると認められた方は、確定申告指導の優先予約を受けることが出来ます。（港北出張所は除きます。）ご希望の予約日を指導員に申し出てください。優先予約での指導時間は45分です。（1会員につき1回限り）

優先予約期間は 令和7年2月3日（月）～2月28日（金）まで です。

※予約状況により優先予約日、指導員の指名はご希望に添えない場合がありますので予めご了承願います。

決算準備指導会・確定申告指導会に向けて

- 昨年よりインボイス制度が始まり申告件数が増加したこともあり申告時期は混雑が予想されます。来年1月からの確定申告指導会では記帳指導（決算修正を除く）は行いませんので、記帳の仕方や会計ソフトの入力の仕方等の相談は年内にお願いします。また、来所者のご相談対応を優先しているため、電話がつながりにくくなることが予測されます。電話でのご相談はご遠慮いただき、ご来所にてご相談願います。皆様のご理解ご協力をお願いいたします。
- 確定申告期間中は、インボイス制度の説明、登録申請等サポートのご対応ができませんので、インボイス制度の詳細を確認したい方や登録申請等のご相談は、令和6年12月13日までにお願いします。

消費税の簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出時期について

簡易課税制度は、その課税期間の前々年である基準期間の課税売上高が5,000万円以下であり、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます（令和7年分の申告から簡易課税の適用を受ける場合は、令和6年12月末日までに「簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。簡易課税制度の選択は任意です。）。

ただし、免税事業者の方が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」をその課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。また、2割特例の適用を受けた事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、その適用を受けようとする課税期間の末日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することで、当該課税期間の申告において簡易課税制度の適用を受けることが可能です。（例えば、令和5年分の消費税申告において2割特例の適用を受けた個人事業者が、令和6年分の申告で簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、令和6年12月末日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要となります。）

■ 年末調整指導会のお知らせ

令和6年12月2日(月)
～令和7年1月10日(金)

専従者及び従業員を雇用している事業主の方は年末調整を行い、源泉所得税を納めなければいけません。つきましては、上記の日程にて『年末調整指導会』を開催いたしますので、下記書類等をご持参のうえご来所ください。

納税額が0円の場合でも年末調整の手続きと納付書の提出が必要になります。

●源泉所得税の納付・提出は・・・令和7年1月20日(月)まで(納期特例適用者)

■ご持参書類は・・・?

- ①令和6年分 給与所得に対する源泉徴収簿 (住所、氏名、生年月日、総支給金額、算出税額のご記入をお願いします)
- ②令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 (ご記入をお願いします)
- ③令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書 (ご記入をお願いします)
- ④令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書 (ご記入をお願いします)

- ⑤源泉所得税の納付書
- ⑥給与支払報告書(個人別明細書) 緑色2枚複写
- ⑦給与支払報告書(総括表)・普通徴収切替理由書(兼仕切紙)
- ⑧上記①～⑤の昨年分の控え (⑤納付書については今年度上期分も必要です)
- ⑨専従者、従業員の方が支払われた各種控除証明書類
国民年金、生命保険料、地震保険料、小規模企業共済掛金等

⑤源泉所得税の納付書
→税務署より郵送されます。

⑥給与支払報告書(個人別明細書)
⑦給与支払報告書(総括表・普通徴収切替理由書)
→横浜市特別徴収事務センターより郵送されます。

⑩ 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 や給与支払報告書(個人別明細書・総括表)にマイナンバーを記載する必要がありますので、事業主、専従者、従業員、扶養家族のマイナンバーをご準備ください。

① 従業員、専従者の住所、氏名、生年月日、1月～12月まで支給した給与・賞与額、源泉税額等のご記入をお願いします。

⑤ 源泉税額が0円の場合でも納付書の提出(報告)が必要になります。

⑦ 住所、氏名等が印字されている⑦本用紙(横浜市特別徴収事務センターより郵送されます)をご持参ください。

①～④国税庁HPよりダウンロード出来ます。

年末調整における定額減税額の精算

本年の年末調整では、定額減税額（年調減税額）の控除を行うために年調減税事務を行う必要があります。年調減税事務の手順は次のとおりです。

※ 定額減税の概要については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。
(定額減税特設サイト：<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)



1
年調減税額の
控除対象者の
確認

年調所得税額から年調減税額を控除し、毎月の給与等から控除した定額減税額の精算を行う対象者は、原則として「**年末調整の対象者**」です。

※ 基礎控除申告書等により把握した給与所得以外の所得を含めた**合計所得金額が1,805万円**を超えると見込まれる方は、年調減税額の控除対象者ではありません。

2
申告書の受理
及び年調減税
額の計算

従業員の方から受理した扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書等に記載された、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者及び扶養親族の人数（**いずれも居住者に限ります。**）を確認し、年調減税額を次のとおり計算します。

年調減税額 = 本人分30,000円 + 同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円

3
年調減税額の
控除

対象者ごとの年末調整における年調減税額の控除は、住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。

4
源泉徴収票へ
の表示

源泉徴収票を作成する際は、その「〔摘要〕」欄に次の例のとおり記載します。
(例) 年調減税額が90,000円、実際に控除した年調減税額が80,000円、控除しきれなかった金額が10,000円の場合

「**源泉徴収時所得税減税控除済額80,000円、控除外額10,000円**」

※ 合計所得金額が1,000万円超である従業員の同一生計配偶者分を加算の対象に含めた場合は、上記に加えて「**非控除対象配偶者減税有**」と記載します。
また、控除しきれなかった金額がない場合は、「**控除外額0円**」と記載します。

年調減税事務の詳細については「令和6年分 年末調整のしかた」をご覧ください。



給与支払報告書や償却資産申告書は eLTAX で電子提出を！

～給与支払報告書の提出について～

【提出期限】令和7年1月31日（金）です！

※提出にあたりご留意いただきたいこと※

○ 早期提出のご協力をお願いします。

1月27日頃から提出が非常に集中するため、提出後のお問合せ等に対応することが困難になります。早期提出にご協力ください。

○ 納入書は前年度の納入方法にあわせて送付しています。

横浜市では、個人住民税（特別徴収分）の納入書は給与支払報告書（総括表）の「納入書の送付」欄の記載内容によらず、事業者様の前年度の納入方法にあわせて送付を決定しています（電子納税をされている事業者様には納入書は送付していません。）。

～償却資産申告書（固定資産税）の提出について～

【提出期限】令和7年1月31日（金）です！

【よくある質問】

Q. 賃貸用駐車場を所有していますが、申告は必要ですか？

A. 舗装やフェンス等は償却資産に該当するため、申告が必要です。

Q. 当社は横浜市内の複数の区に事業所を持っています。申告書は全市分を1枚にまとめても良いですか？

A. 資産が所在する区ごとに申告書を作成し、全て償却資産センターに提出してください。

Q. 毎年送られてきていた申告書が今年はまだ届かないのですが、いつ届きますか？

A. 本市では、毎年12月中旬に対象者を絞って申告書を送付していますが、別途はがきを送付している場合もありますので、ご確認ください。

【お問合せ先】横浜市特別徴収センター（財政局法人課税課）

〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階
Tel.045(671)4471

受付時間：8時45分～17時15分
(土・日・祝日・休日・年末年始を除く)



横浜市 特別徴収 検索

【お問合せ先】横浜市償却資産センター（財政局償却資産課）

〒231-8343 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 5階
Tel.045(671)4384

受付時間：8時45分～17時15分
(土・日・祝日・休日・年末年始を除く)

※区役所では受け付けておりませんので
ご注意ください。



横浜市 償却資産センター 検索

eLTAX による電子納付をご利用ください！

地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用し、自宅や職場から全ての地方公共団体へ、一括で電子納付することができます！

エルタックス 検索

納付方法：インターネットバンキング、クレジットカード、ダイレクト納付、ATM

横浜市の対象税目：個人市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)、個人市民税・県民税(退職所得)、法人市民税、事業所税

※地方税お支払サイトでは、個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税(種別割)が納付できます。

神奈川区民まつりに参加!!



去る10月13日(日)反町公園にて行われた神奈川区民まつりに出店参加し、お楽しみゲームと青色申告制度等税のPRを行いました。毎年好評な「お楽しみガラパゴスゲーム」を実施。大勢が訪れ、盛況に終えることができました。ご協力頂いた役員の皆様、ありがとうございました。

事務局休業のお知らせ

12月6日(金)

職員研修のため午後休業

12月27日(金)から1月5日(日)

右記期間年末年始休業

皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。



会費振替のお知らせ

次回会費の口座振替日は12月26日(木)です。ご指定の預金口座からのお振替となりますので振替日の前日までに預金残高をご確認ください。なお、規定により既納の会費はお返しできませんのでご了承ください。

港北出張所開設日(月・木曜日開設)

年末調整の相談で比較的混み合う事が予想されます。本部事務局もぜひご利用ください!

- 開設日
12月 2日(月)・5日(木)・9日(月)・12日(木)
16日(月)・19日(木)・23日(月)・26日(木)
1月 6日(月)・9日(木)・16日(木)・20日(月)
23日(木)・27日(月)・30日(木)
●相談受付時間 10時~11時・13時~14時
●電話番号 070-5593-2028 (開設日以外はずなぎりません)

税理士による

無料税務相談会

- 以下のような税務に関するご相談にご利用ください。
相続・生前贈与、土地・建物の譲渡、株式の譲渡、法人化検討、事業承継 など
●日程 令和7年1月7日(火)
●会場 事務局
●相談受付時間 13時~15時
●予約電話番号 045-577-0615
※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。事前にお電話いただきますようお願いいたします。

お知らせ

Calendar table with dates from 9/1 to 10/30 and corresponding meeting titles such as '記帳確認指導会', '生活習慣病健診', '無料税務相談会', '農協合同記帳相談会', '会長副会長会議', etc.

